

受動喫煙防止対策について

- ▷ 国レベルの、受動喫煙対策強化を盛り込んだ健康増進法改正の取り扱いについては、当初「飲食店は原則禁煙」としていた厚生労働省が、小規模店に配慮、未成年者の立ち入りが想定されない小規模なスナックやバーについては例外とする方向で検討されたが、自民党たばこ議員連盟の抵抗で、譲歩した方向性で修正が行われることが報道されている。
- ▷ 一方、東京都では、都議会自民党も含め、主な政党が、そろって都議選 2017 の政策（公約）に「受動喫煙防止対策」を盛り込むとの報道がされている。
- ▷ あとは、対象施設を「公共施設」だけにするのか、小規模店は除くのか、罰則規定はどうするのか 等が、独自策になるのかもしれないが、「争点」と言うほどのものではないのではないのか。少なくとも、東京 2020 大会に向け、東京都独自の「受動喫煙防止対策」が「条例」のかたちで実現することは確実であろう。

- ▷ ネットの考える課題（懸念材料）
 - A 何のため（誰のため）の「受動喫煙防止」かを、常に根底に置き、詳細をつめる段階で、屋内「原則禁煙」を後退させない。小規模店等を配慮して対象から外すくらいなら、改修費補助等について検討する方が、まだ、目的に合っているのではないだろうか。
 - B 上記「誰のための」は、次世代の子どもたちを第一に考えるべき。副流煙（二次喫煙）や、最近問題になっている残留受動喫煙（三次喫煙）による、たばこ由来の有害物質への暴露は、大人は勿論、子どもへの影響が大きい（体重が少ないこと、成長期であることから、基本的に大人より影響は大きいと言える）。たばここと肺がん等のリスクの因果関係が明確になっていないとする意見も一部にはあるが、エビデンスが確立してからでは遅い。生活者ネットワークは、これまで、特に、環境分野の政策提案では、「子どもへの予防原則」を第一に考えてきた。遺伝子組み換え作物や、食品添加物など、健康への被害が明らかになってからではなく、リスクは子どもへの影響を第一に考え、なおかつ、そのリスクから逃れる権利を保障すべきことを訴えてきた。この二次・三次喫煙についても、環境を選択できる（リスクを回避できる）構造をつくるのが、大人の責任である。
 - C さらに、「屋内禁煙」は、“歩きたばこ”増加につながる懸念も残る。身近な例で言うと、新宿区の“路上タバコ”防止地域でも、残念ながら未だに喫煙者は多い。ポイ捨ては環境を汚染する。また、それ以前に、子どもの顔の高さでタバコを持っている人には、憤りさえ感じる。広報活動とともに、罰則強化が必要である。
 - D とは言え、たばこを販売している以上、喫煙できる場所の保障も考えなくてはならない。現在の「喫煙コーナー」のようなスペースではなく、確実に、外部に物質が漏れないような閉鎖空間を作ることが求められる。

- ▷ 2020 東京大会のための一時的な対策ではなく、恒久対策（タバコの箱に有害性をもっとストレートに表記 等）も含め、喫煙者対、非喫煙者、あるいは業界団体をバックにした対立構造ではなく、工夫を出し合えるような社会（都議会）となることを期待したい。

生活者ネットワーク「受動喫煙による健康への悪影響を防止するための対策」

[1] 屋内対策

- 飲食業、サービス産業なども含め、不特定又は多数の者が出入りする屋内を「公共的屋内空間」として、例外なく完全禁煙とする。
- 「労働者」が働く全ての職場を、例外なく完全禁煙とする。

[2] 屋外対策

- 「屋内完全禁煙」の結果として、路上や公園での喫煙が増加しないよう、屋外であっても、特に子どもの利用が想定される公共的な空間は、原則、全面禁煙とする。
- 喫煙できる場所の整備として、現状の「喫煙コーナー」のような区切られたスペースではなく、確実に、外部にタバコの煙が漏れないような閉鎖空間を作る。

[3] 周知・広報

- 「子どもへの予防原則」を第一に、副流煙（二次喫煙）のほか、残留受動喫煙（三次喫煙）による、たばこ由来の有害物質の、子どもへの影響について、周知、理解を広げる。
- 上記の視点に立ち、私的空間についても、受動喫煙（三次喫煙を含む）のリスクを防止する努力義務を明記する。

[4] 対策の促進

- 周知・広報を第一に、違反に対しては、罰則規定を設ける。
- 実態を踏まえ、見直しを行う。ただし、2020 東京大会だけのための「暫定的な対策」として、大会後に後退させるようなことはしない。

以上を踏まえ、東京都としての「受動喫煙防止条例」を制定する。

ポイントは、

- ✓ 小規模飲食店などの例外は設けない。公平に、原則「完全（全面）禁煙」
- ✓ 屋外対策も同時並行で
- ✓ 「子どもへの予防原則」に基づき、理解を広げ、私的空間についても努力義務を

以上